

18歳到達児童の障害福祉サービスへの移行について

支援学校等に在籍する児童が18歳に到達し、卒業後に障害福祉サービスを利用する場合の手続きの流れは以下のとおりです。

◆既に児童通所支援・障害福祉サービスを利用している場合

サービス更新の勧奨
(受給者証の有効期限3カ月前)



申請

↓ ※短期入所等の利用者は障害支援区分の認定を行う

受給者証発行(更新)
(支給期間:18歳到達年度の3月末まで)



18歳到達年度の11月頃を目安に、卒業後の利用サービスの申請を行う

↓ ※計画相談事業所が変わる場合、円滑に引継ぎを行う
※障害支援区分の認定が必要なサービスを利用する場合は調査、障害支援区分の認定を行う

18歳到達年度の3月上旬に卒業後の利用サービスに変更するためのモニタリング及びサービス等利用計画案を甲府市に提出する
※3月(児→者へのサービス変更のタイミング)に計画相談事業所が変わる場合、モニタリングは変更前事業所、計画案は変更後事業所が提出



3月中旬～下旬に受給者証発行、送付

◆サービス未利用者の場合

18歳到達年度の11月頃を目安に、卒業後の利用サービスの申請を行う



市職員による調査



18歳到達年度の3月上旬にサービス等利用計画案等の新規サービス利用に必要な書類を甲府市に提出する



3月中旬～下旬に受給者証発行、送付

◆注意点等

- ・上記の流れはあくまでも目安です。個々の状況に応じて時期等の違いが生じますので、下記までご相談ください。

※特に高校卒業後、就労継続支援A型・B型の利用を希望しており、就労経験や就労アセスメントが必要なケース、児童養護施設に措置されており在学中から共同生活援助（体験）等、障害福祉サービスを利用するケース、その他イレギュラーな支給決定が必要なケースにつきましては個別に対応いたします。早めにご相談ください。

申請や流れ、事務手続き等に関すること：サービス支援係（055-237-5654）
支給量や支給開始時期、調査等に関すること：相談支援係（055-237-5339）

- ・児から者への円滑な移行のため、計画相談支援事業所が変わる場合等は卒業後の支援を見越し、計画的に引継ぎ等を行うようお願いいたします。